

市民交流センター体育室 利用申し込みのご案内

1. イベント利用（大会・運動会等での利用）

① 受付期間

利用しようとする日の 1 年前の日の属する月の第 1 日曜日から、利用しようとする日の **6 ヶ月前**の日の属する月の月末まで受け付けます。

（例）6 月に利用する場合は、**前年 1 2 月末まで**に申し込みしてください。

② 申し込み方法

●受付は市民交流センター窓口か、電話 0799-24-4450 で受付時間（9：00～17：00）内に申し込みしてください。

この時、利用内容や予想される参加人数・観覧者数・駐車台数、控室の有無等の詳細をお知らせください。施設全体の予約状況等により、仮予約となる場合やお断りする場合がございますので、予めご了承願います。

●受付開始日に、同じ日の申し込みが午前 10 時までであった場合は、抽選とします。抽選日時は当方より連絡しますので 1 団体につき 1 人出席ください。

③ 予約決定

●当方よりお知らせしますので、下記の期限内に利用料（会議室等を利用する場合は、その利用料を含む）を添えて申請書を窓口提出してください。この時点で予約決定になります。

（遠方のお客様は、利用料は銀行口座へ振り込みまたは現金書留を郵送・申請書は郵送してください。）

利用を希望する日	利用料・申請書の期限
4 月～6 月	前年 12 月末日
7 月～9 月	3 月末日
10 月～12 月	6 月末日
1 月～3 月	前年 9 月末日

●予約決定後のキャンセルは受付（返金）しません。ただし、自然災害等で開催が不可能になった場合や当センターの都合で使用出来なくなった場合はこの限りではありません。

④ その他

●利用を希望する当事者様が予約申請してください。施設を利用しない第三者からの予約申請はお断りいたします。

2. 一般利用・定期利用

① 利用期間と予約受付

●利用期間を3ヶ月とし、都度申し込みしてください。

	利用期間	予約受付期間	決 定
1 期	4月～6月	1月 1ヶ月間	2月末
2 期	7月～9月	4月 1ヶ月間	5月末
3 期	10月～12月	7月 1ヶ月間	8月末
4 期	1月～3月	前年10月 1ヶ月間	前年11月末

●受付期間中は本館に掲示します。窓口に申し込みしてください。

●予約受付は基本「半面」とします。全面利用は他に希望者がいない場合のみとなりますので、ご了承ください。

② 予約決定

1. 事前に予約のあったイベント利用を優先させていただきます。但し、一般利用・定期利用) 決定後には原則新たなイベント利用は入れません。
2. 希望が重なった場合は、公益性・公平性等を考慮し当方で公正に決定いたします。

③ 支払方法

●利用する月の料金を、一括で当月初回利用時に申請書と一緒に窓口へ提出してください。料金受領後のキャンセルは受付(返金)しません。翌月以降の相殺もお受けできません。ただし、自然災害等で開催が不可能になった場合や当センターの都合で使用出来なくなった場合はこの限りではありません。

④ その他

- 又貸しは厳禁です。見つけ次第、以後の予約は取り消します。
- 利用実態が伴わない場合は、次期予約決定時に回数を減らすこととなりますので、ご了承ください。

3. その他

- イベント利用と一般利用・定期利用の決定後、空いている時間帯は常時予約を受け付けいたします。また、当日の共同利用も可能です。
- 空き状況は、窓口横に掲示・ホームページに掲載しております。電話でも対応いたしますのでお問合わせください。

・ホームページ <http://www.sumoto-ccc.info/>

・電 話 0799-24-4450 (月曜休館日)

市民交流センター体育室 利用上の注意事項

1. 利用時間と利用料金

		9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 15 : 00	15 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 00
専用利用 (半面)	平日	800	675	675	1,200
	土日祝	1,000	850	850	1,500

●利用時間には、準備・片づけを含みます。予約した時間内に終了するようにしてください。

2. 貸出備品

当施設の備品を利用した場合は、必ず元の場所へ返却してください。

3. 私物保管について

原則施設内の保管は認めません。但し、利用毎の持ち運びが困難で当所利用時のみ使用する場合に限り許可書を発行し保管を許可いたしますが、紛失・損壊等について当方は一切責任を負いませんのでご了承ください。

4. 利用中の音楽

他の利用者が不快な思いをしないようお互い気配り願います。

マナーが守られないときは体育室の利用自体を取り消す場合もありますので、予めご了承ください。

5. その他

- 2階ギャラリーは安全性に危惧があるため原則開放いたしません。
- 喫煙は指定の場所（吸い殻入れのあるところ）のみ可能です。
- 当施設の設備、備品に損害を及ぼした時は、実費弁償を請求することがあります。